

下記の業務について、一般競争入札を行うので、公告する。

令和6年8月13日

杉本製茶株式会社 代表取締役 杉本将明

1 入札内容

令和5年度食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業にかかる仕上げ工場設備更新工事

2 入札番号 第R6-1号

3 工事内容

- (1) 仕様書 別添1
- (2) 図面 別添2
- (3) 工事場所 島田市横岡242-1
- (4) 予定工期 契約確定の翌日から令和7年2月3日(月)

4 入札執行予定日

- (1) 日時 令和6年8月28日(水) 10時から
- (2) 場所 杉本製茶株式会社 本社事務所(島田市横岡242-1)
- (3) 入札執行者 杉本製茶株式会社 代表取締役 杉本将明
- (4) 入札方法

ア 総価による。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。(入札額が同額の場合はくじ引きとする。)

ウ 再度入札

予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

エ その他

入札参加者は認印持参のこと

(5) 委任

代表者以外の者が入札に参加する場合は、代表者より依頼された委任状を入札時に提出すること

(7) 入札保証金 免除

(8) 契約 契約書の締結は通知を受けた日から起算して7日以内とする。

(9) 契約保証金 免除

## 5 入札資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 国及び県・島田市の機関から公共工事等の契約指名停止等の措置を受けていないこと。
- (2) 本工事の実施に対し、十分な能力をもつことを証明するため、過去に十分な実績を持っていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てが成されている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

## 6 入札参加資格確認申請書等の提出等

本入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書等を提出し、5の入札資格を有することの確認を受けなければならない。また、質疑がある場合は書面にて受け付ける。

## 7 入札参加資格確認申請書の提出期間、関係書類の交付期間、質疑書の提出期間

### (1) 期間

令和6年8月19日（月）から令和6年8月26日（月）まで

### (2) 提出先及び交付場所

杉本製茶株式会社 担当 杉本将明

### (3) 連絡先

TEL 0547-46-2554

ただし、受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く通常営業日とし、午前9時～正午、午後1時～4時までとする。